平成３０年（フ）第１９６号
横浜市都筑区牛久保２丁目１番39―211号
債務者　斎藤まゆみ
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４０号
横浜市港南区日野５丁目20番９号　リバーサイド日野205
債務者　荒井　和美
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４７３号
横浜市中区山下町28番地２　ライオンズプラザ山下公園205号室
債務者　永井　洋之
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４８６号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目24番６号　シティハイムルエリア102
債務者　渡邉　香里
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４９５号
神奈川県綾瀬市蓼川２丁目16番６号　山口アパート201
債務者　塙　　章
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４９６号
神奈川県綾瀬市蓼川２丁目16番６号　山口アパート201
債務者　塙　みつい
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４９７号
横浜市港北区樽町４丁目10番37号　セジュール樽　201
債務者　江田　徳幸
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４９９号
横浜市港南区日野８丁目33番２―409号
債務者　亀井　　悠
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５００号
横浜市港南区大久保３丁目23番38号　尾島荘201
債務者　勇　　一人
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５０２号
横浜市神奈川区三ツ沢西町４番２―303号
債務者　山崎　健二
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４９号
愛知県豊橋市柱六番町25番地１（101）
債務者　千駄　文香
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第２５１号
横浜市神奈川区浦島町379番地
債務者　宮田美恵子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７７号
神奈川県大和市福田1682番地６
債務者　加藤　達則
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８２号
横浜市保土ケ谷区岩井町282番地　岩井ハイツ101
債務者　丹　　健一
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８３号
横浜市保土ケ谷区岩井町282番地　岩井ハイツ101
債務者　丹　　繁子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部